平成２７年（フ）第１１１号
新潟県長岡市三和１丁目６番13号　ガーデンハーモニーＢ101号室
債務者　橘　千代子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
静岡県三島市柳郷地96番地　第２カーサ竹倉201、前住所静岡県三島市南二日町７番11号河辺住宅Ｃ－２
債務者　中村　弘樹
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３０号
札幌市中央区南３条西７丁目３番地　エンドレス三井310号
債務者　村上　純子（旧姓樋田）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９６号
札幌市豊平区平岸４条10丁目８番15―205号
債務者　小西　麻巳
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０６号
北海道江別市大麻中町19番地の７　グリンヒル103号
債務者　大谷由香理
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３８号
札幌市白石区北郷９条８丁目６番３号　オクムラマンション左
債務者　石川　剛之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４８号
札幌市南区川沿13条２丁目１番38号　愛全病院、住民票上の住所北海道北広島市青葉町３丁目９番地５
債務者　熊谷　謙一
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８９号
札幌市手稲区曙１条１丁目２番14―102号
債務者　中島　律子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９４号
札幌市白石区栄通17丁目７番９号　第２キャプテンハイツ202号
債務者　渡邊　俊孝
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
山形県酒田市東大町３丁目23番地の４　市営大町第３アパート333号
債務者　今野　夏輝
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３１７号
神奈川県座間市相模が丘５丁目32番14号　レジデンスインＺＡＭＡ102号
債務者　相沢　昭子（旧姓前島）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３２０号
相模原市中央区南橋本２丁目３番10―201号
債務者　伊東　雄介（旧姓臼田）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３２８号
神奈川県座間市緑ヶ丘３丁目23番20号　ビバリーヒルズ緑ヶ丘203号
債務者　宮崎　　智
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３３３号
神奈川県座間市栗原中央１丁目６番20号　ピアグリーン川崎101号
債務者　大貫とも子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８号
京都府福知山市字厚200番地の17
債務者　谷口めぐみ
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第７７６号
堺市北区百舌鳥本町１丁61番地２　ハイツアズール110号、前住所堺市北区北長尾町１丁５番７号　ドス・ラ・カーサ208号
債務者　伊勢　昌哉
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
大分市政所１丁目４番47号（ベルエール大在507）
債務者　宮迫　正成
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係